

## Ⅱ. 佐倉白銀ニュータウン班長選任に関する規約《細則》

### 第1条（目的）

この規約は、佐倉白銀ニュータウン自治会会則（以下「会則」という。）第8条第2号の規定による班長選任の例外等に関し必要な事項を定め、自治会活動の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

### 第2条（班長選任の例外）

班長は、各班に所属する会員が班長当番管理表の順番により公平に選出することを原則とする。ただし、次期班長候補の会員（以下「候補者」という。）が次の各号に該当するときは、負担軽減の措置を求めることができる。

- (1) 高齢者（75歳以上）だけの世帯で、班長の職務を引き受けことが困難な場合
- (2) 自宅において要介護者の介護をしている世帯で、家族構成等の理由で班長の職務を引き受けことが困難な場合
- (3) その他特別な事情がある場合

### 第3条（負担軽減措置）

前条に定める負担軽減措置は、次の各号とする。

- (1) 班長の免除（この場合、班長当番管理表の順番を繰り上げるものとする。）
- (2) 会則第8条第3項に定める役員への就任の免除
- (3) 班長の先送り（1～3年先に班長が予定されている世帯と交替することで了解が得られた場合）

### 第4条（負担軽減の認定）

班長の負担軽減の認定は、次の各号とする。

- (1) 前条第1号または第2号の措置を願う候補者は、別記申出書により、前年度12月以前に班長を通して会長に申し出るものとする。この場合において、承認の可否は執行部役員の協議により決定する。
- (2) 前条第3号の措置を願う候補者は、交替者の了解を得たうえ、前年度12月以前に班長に申し出るものとする。この場合において、班長は1月以前の班長会に報告するものとする。

### 第5条（事務の所管）

班長負担軽減策の周知その他の事務は、総務委員会において行う。

### 附 則

（施行期日）この規約は、平成22年12月1日より施行する。

この細則第3条(2)の参照先である会則条項番号を改めて、平成25年4月21日より施行する。